

別記

業務委託仕様書

第1 警備の対象は、次のとおりとする。

- (1) 所在地：盛岡市住吉町1番48号
- (2) 対象物：旧岩手県立盛岡短期大学図書館（以下「警備対象物」という。）

第2 警備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 盗難及び不良行為の拡大防止
- (2) 事故確認した場合における関係機関への通報、連絡
- (3) 事故報告書の提出

第3 警備担当時間は、終日とする。ただし、契約締結後、機械警備に必要な装置等の設置が完了し、同装置が正常に作動するまでの間及び機械警備により難い事由が生じた場合は、警備員の定期巡回等により警備を行うものとする。

2 機械警備により難い事由は、次のとおりとする。

- (1) 電話線又は専用線の都合により警報装置が不能な場合
- (2) 警報装置が正常に作動しない場合又は警報装置による警備ができない場合

3 巡回警備は施設の建物内部の各部屋等を点検巡視するものとし、敷地内にある全ての工作物を警備対象とする。なお、警備の内容は次のとおりとする。

- (1) 施錠の確認及び未施錠の施錠
- (2) 挙動不審者の有無の確認及び退出措置
- (3) 施設内残留者の確認及びその排除
- (4) 危険可燃物の有無及びその排除
- (5) 電気器具の点検並びに消灯
- (6) その他火災及び盗難の予防並びに施設の保安上必要な措置

4 巡回の回数は、午後8時から午前5時までの間に1回行うものとする。

第4 警備実施時間は、第3の警備担当時間内において、警備対象物が無人の状態となり、受託者が建物管理者からの警報装置作動開始の信号を受けた時に始まり、警報装置作動解除の信号を受けた時に終わる。

第5 受託者は、本業務遂行のための装置を警備対象物内に設置するものとする。

- (1) 熱感知方式による警報装置（別添図の箇所）
- (2) 自動火災報知設備の作動を感知する警報装置
- (3) 前各号の警報装置の作動を自動的に送信する警報装置

(4) 前各号の警報装置の正常作動を自動的に確認するために必要なチェックボックス（送信機及びワイヤレス受信機）

2 受託者は、受託者の事務所に前項各号の装置からの警報を自動的に受信する警報装置を設置するものとする。

第6 受託者は、警備実施時間中、警備対象物の異常を間断なく監視する。あわせて、常に待機中の警備員との連携を保持し、異常事態に備えるものとする。

第7 警備開始時における装置の取扱いは、次によるものとする。

(1) 警備対象物の最終退庁者は、防火、防犯その他の事故防止上必要な措置をする。

(2) 受託者は、警備対象物の最終退庁者の作動装置の操作により警報受信装置に自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

第8 警備終了時における設備の取扱いは、次によるものとする。

(1) 警備対象物に入庁する者は、作動装置を操作し、OFF（解除）の状態にセットする。

(2) 受託者は、警備対象物に入庁する者が操作した作動装置により、警報受信装置に自動的に表示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第9 委託者は、第4の警備実施時間中に、臨時に警備対象物を使用する場合は、あらかじめ定めた緊急連絡者を通じて受託者に対し、警備中断の申入れし、作動装置を操作した後、入庁するものとする。この際の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 委託者の臨時入庁に際しては、受託者は立会いをしないものとする。

(2) 委託者の臨時使用中の警備対象物の管理は、委託者の責任において実施する。

第10 受託者は、警報受信装置により警備対象物に異常事態が発生したことを確知した場合は、直ちに警備員を現場に派遣し、異常内容を確認するとともに事態の拡大防止の措置を構ずる。あわせて、必要に応じ、消防署、警察署及び委託者があらかじめ定めた緊急連絡者へ通報するものとする。

第11 受託者は、警備実施時間中に火災、盗難その他の異常事態が発生した場合は、事故報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

第12 警備実施に必要な鍵は、委託者、受託者相互に貸与し、貸与された鍵は、それぞれが厳重に管理するものとする。

第13 受託者は、第5の装置を保守点検又はシステムチェックの方法により、常に正

常な機能を保持するものとする。

第 14 委託者は、あらかじめ緊急連絡者を定め、受託者に対して文書により通知する。

第 15 第 5 の受託者が設置した設備は、すべて受託者の所有とする。

第 16 業務に必要な経費の費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 通報に必要な電話回線及び使用料金は、受託者の負担とする。
- (2) 警備業務装置の電力は、委託者の負担とする。

第 17 受託者は、各月の業務実施状況を「警備業務実施報告書（別添様式）」により委託者に報告するものとする。

第 18 本警備業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、委託者、受託者協議して定めるものとする。